



藤里町お試し移住体験住宅マニュアル

平成 29 年4月 藤里町

藤里町役場 総務課 企画財政係

〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8

TEL:0185-79-2111

FAX:0185-79-2293

Mail:kikaku@town.fujisato.akita.jp

1. 制度概要と申込方法

(1) 目的

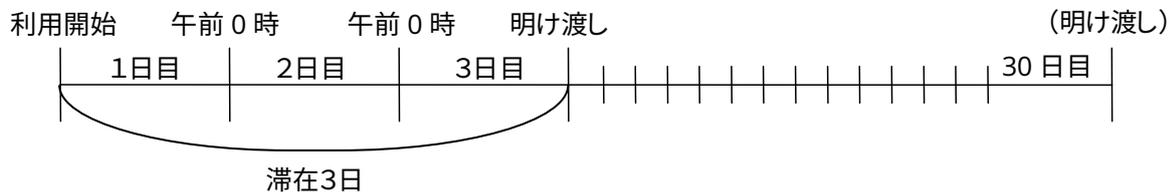
藤里町への移住を検討している者に対して、当町での自然や風土及び暮らしの体験、地域住民等との交流体験を提供するため、お試し移住体験住宅を設置し、町への移住促進及び地域活性化を図ることを目的とする。

(2) 使用対象者

藤里町への移住を希望又は検討する者のうち、原則として、町外在住者を対象とします。なお、未成年者のみの使用は対象外とします。

(3) 利用期間

滞在3日以上30日以内



(4) 使用申込み・許可証の発行

- ① 事前にお電話にて、住宅の予約状況を確認してください。空きがある場合には、仮予約をいたします。
- ② お電話による事前申込み後、原則として使用開始の7日前までに、「藤里町お試し移住体験住宅等一時使用申請書(様式第1号)」に身分証明書(運転免許証など)の写しを添えて、郵送にてお申込み下さい。
- ③ 申請書受領後、内容を審査したうえで、使用を承諾する場合には「藤里町お試し移住体験住宅等一時使用許可書」を送付いたします。

※「藤里町お試し移住体験住宅等一時使用申請書(様式第1号)」ダウンロードページ
(町 HP) <http://www.town.fujisato.akita.jp/c.html?seq=1481>

(5) 使用契約・使用料の支払い

- ① 住宅の使用開始当日に、建物一時使用許可目的賃貸借契約をいたします。
- ② 契約後、所定の納付書にて使用料をお支払いいただきます。

(6) 申込先

〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地
藤里町役場総務課企画財政係
TEL:0185-79-2111 FAX:0185-79-2293
Mail:kikaku@town.fujisato.akita.jp

2. 施設概要

(1) 藤里町お試し移住体験住宅

[外観]



[台所]



[居間]



所在地	藤里町粕毛字春日野124番地1	
使用料	使用開始から滞在3日目まで	4,000円
	滞在4日目から30日以内	1日あたり2,000円
	電気、ガス、上下水、灯油、NHK受信料を含む	
構造	木造平屋建	
間取り	2LDK リビング、洋室、和室2	
設備	地デジ、Wi-Fi 対応、冷暖房(エアコン、薪ストーブ)、ガスコンロ、全自動洗濯機、衣類乾燥機 冷蔵庫、浴室、トイレ(ウォシュレット付)、駐車スペース有	
周辺施設	・役場 3分(車) ・スーパー 3分(車) ・商店 1分(徒歩)	
その他	住宅裏にパーゴラ(東屋)あり	

(2) 間取



(3) 位置図



(3)主な備品

種別	品名	数量	備考
家電	電子レンジ	1	コンロ下
	炊飯器	2	キッチン下シェルフ
	電気ケトル	1	キッチン下シェルフ
	コーヒーメーカー	1	キッチン下シェルフ
	掃除機	1	和室②押入
	アイロン	1	和室①押入
	ドライヤー	1	洗面台下
家具	ダイニングテーブル、チェア	1	8人掛け
キッチン	包丁、まな板	各1	キッチン下シェルフ
	茶碗、お椀、各種皿	~10	キッチン下シェルフ
	グラス、急須、コーヒーカップ	~10	キッチン下シェルフ
	箸、スプーン、フォーク	~10	キッチン下シェルフ
	ボール、ザル	各1	キッチン下シェルフ
	菜箸、おたま、フライ返し、しゃもじ、栓抜き	各1	キッチン下シェルフ
	フライパン、片手鍋、両手鍋	各1	コンロ下戸棚
	ふきん、スポンジ、水切りカゴ		戸棚
	カセットコンロ、カセットボンベ	1	キッチン下シェルフ
寝具	枕	8	和室①押入れ 4組 和室②押入れ 4組
	タオルケット	8	
	毛布	8	
	掛け布団	8	
	敷布団	8	
	シーツ	8	
	枕カバー	8	
	布団カバー	8	
洗濯	アイロン台、洗濯カゴ	各1	和室①押入れ
	室内干し	1	和室①押入れ
	ハンガー	16	和室①押入れ
トイレ	トイレブラシ	1	トイレ
その他	フェイスタオル(×12)、バスタオル(×9)		洗面所棚
	ほうき、ちりとり、	各1	玄関
	バケツ	1	洗面台下
	雑巾		キッチン戸棚
	消火器	1	玄関
	救急箱	1	キッチン戸棚

※施設には、必要最低限の備品を設置しておりますが、その他必要な物品、消耗品等はご自身で準備してください。

3. 貸し出し備品について

自転車やアウトドア用品等の貸し出しをしています。

貸し出しを希望する備品がある場合には、「備品貸出許可申請書(様式第6号)」を担当に提出してください。

種別	品名	数量	備考
自転車	ロードバイク	1	
	マウンテンバイク	1	
	電動アシスト自転車等	1	
	サイクリングヘルメット	2	
	ジュニアヘルメット	2	
アウトドア用品	鉄板	1	
	鉄板用ヘラ	2	
	鉄板用取っ手	2	
	サイドテーブル付きチェア	4	
	レイチェア	1	
	テーブル	1	
	ランタン	2	
	ランタンケース	1	
	マントル	1	
	ランタンスタンド	1	
	トレイルヘッドコット	1	
	焚火台	1	※収納ケースに収納
	焚火台ベースプレート	1	
	焚火台グリルブリッジ	1	
	火ばさみ	1	
	アルミメーター付ポンプ	1	
	懐中電灯	1	
	テント	1	
	その他	搾油機	1
フードドライヤー		1	
除雪機		1	

4. 入居から退去まで

(1) 入居

- ① 入居手続き及び鍵の引き渡しがありますので、藤里町役場にお越してください。
- ② 入居の前日までに、到着時間をお知らせください。入居は午後1時から午後5時までの間にお願いします。
- ③ 事前に送付した使用承諾書を提示してください。
- ④ 鍵の引渡し後、周辺のスーパーや金融機関などの生活関連施設をご案内します。(別紙マップ参照)
- ⑤ 利用者以外の緊急連絡先についてお知らせください。

(2) 滞在中

- ① 滞在中は、移住に関する相談の時間を設けます。相談の日程や時間は、入居の際に決めさせていただきます。
- ② アンケートへのご協力をお願いします。入居時にお渡ししますので、退去の際に担当へお渡しください。
- ③ 滞在中の行動について制約はありませんが、長期で不在となる場合には、事前にご連絡ください。
- ④ 滞在中、緊急で連絡が必要となった場合には、施設内に掲示してある連絡先に連絡してください。
- ⑤ 藤里町移住定住相談窓口

NPO 法人 ふじさと元気塾

住所: 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴 52 番地 「ねまるベース」

電話: 080-1800-7011

(3) 退去

① 施設の清掃

滞在期間中及び、退去前には入居者による清掃をお願いしています。次に入居される方が気持ちよく施設を利用できるように、清掃は丁寧をお願いします。(キッチンの排水口や浴室排水口は必ず清掃してください。)

使用後の布団やタオル類は、こちらでクリーニングいたしますので、指定の場所へ出してください。

② 退去時間の連絡

退去は午前9時から午前 11 時までの間にお願いします。退去の際には担当者が立会いのもと、およそ 30 分程度清掃状況の確認と備品の確認を行いますので、退去時間はそれらを踏まえてご連絡ください。

なお、退去日の前日までにご連絡ください。

③ 確認が終わりましたら、アンケートを回収し、鍵を返却させていただきます。

④ 施設内に忘れ物をした場合は、速やかにご連絡ください。こちらで発見した場合は、一定期間保管いたします。宅配や処分等の対応について協議いたします。

5. 利用にあたっての留意事項

(1) 遵守事項

- ①留守や就寝時には施錠をするなど、施設の管理をしていただきます。鍵を紛失及び施設内備品を破損した場合は速やかにご連絡ください。
- ②火気の取扱いや水道凍結に十分に注意するとともに、備付けの備品、什器類等を適切に取り扱い願います。
- ③利用者は、施設周辺の除草や除雪を適宜行い、周辺環境の整備をお願いします。
- ④ごみは、町の定めに基づき適切に排出してください。
- ⑤施設屋内では喫煙しないでください。
- ⑥壁への釘打ちなど、施設内の改造は行わないでください。
- ⑦犬や猫等のペットは同伴しないでください。

(2) 消耗品について

入居時に残っているものはそのままご利用いただいて構いませんが、基本的に消耗品(ティッシュ、トイレトーパーやごみ袋、洗剤等)はご自身で購入してください。

(3) ごみ出しについて

- ①敷地の前にごみ集積所があります。
- ②ごみは収集日当日の朝、8時までにきちんと分別して出してください。付近の方に迷惑となるため、前日や夜間には絶対に出さないでください。
- ③ごみの分け方や出し方、収集日程表については、住宅マニュアルに綴っております。
- ④退去の際にごみが出た場合は、分別して指定の場所へ出してください。